

公の施設の指定管理者における業務状況評価

令和8年6月25日

施設名	高知港係留施設等	所管課	港湾・海岸課
-----	----------	-----	--------

1 施設の概要

指定管理者名	高知ファズ株式会社	指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日																																
施設所在地	高知県高知市仁井田字新港ほか																																		
事業内容	(1)行為の規制に関する業務(本文の規定による。)(条例第3条第1項) (2)使用の禁止及び制限並びに貨物の制限及び撤去の命令に関する事。 (条例第5条第1項) (3)船舶の係留場所の指定及び変更の命令に関する事。(条例第5条第2項) (4)使用及び使用期間の伸長の許可に関する事。(条例第6条第2項) (5)使用料の徴収に関する事。(調定事務を除く。)(条例第7条) (6)使用料の免除に関する事。(条例第9条第2項) (7)使用許可の取消し及び使用許可の条件の変更に関する事。(条例第13号) (8)使用の許可を受けた者に対する原状回復及び損害賠償の命令に関する事。 (条例第15条) (9)前号の命令に係る原状回復が完了したことの検査に関する事。(条例第16条) (10)港湾施設の施設、設備等の維持管理に関する業務 (11)その他、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止 するため知事が必要があると認める業務																																		
施設内容	○ 面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>施設数</th><th>延長、面積等</th><th>機械</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係留施設</td><td>20</td><td>4,603.9m</td><td></td></tr> <tr> <td>臨港交通施設</td><td>3</td><td>15,946㎡</td><td></td></tr> <tr> <td>荷さばき施設</td><td>24</td><td>100,079㎡</td><td>荷さばき機械3基</td></tr> <tr> <td>保管施設</td><td>24</td><td>174,707㎡</td><td></td></tr> <tr> <td>船舶役務用施設</td><td>5</td><td>710t/h(供給能力)</td><td></td></tr> <tr> <td>港湾管理施設</td><td>11</td><td>6区画</td><td>巻き取り機械2基</td></tr> <tr> <td colspan="4">使用料は高知県港湾施設管理条例のとおり</td></tr> </tbody> </table>			種類	施設数	延長、面積等	機械	係留施設	20	4,603.9m		臨港交通施設	3	15,946㎡		荷さばき施設	24	100,079㎡	荷さばき機械3基	保管施設	24	174,707㎡		船舶役務用施設	5	710t/h(供給能力)		港湾管理施設	11	6区画	巻き取り機械2基	使用料は高知県港湾施設管理条例のとおり			
種類	施設数	延長、面積等	機械																																
係留施設	20	4,603.9m																																	
臨港交通施設	3	15,946㎡																																	
荷さばき施設	24	100,079㎡	荷さばき機械3基																																
保管施設	24	174,707㎡																																	
船舶役務用施設	5	710t/h(供給能力)																																	
港湾管理施設	11	6区画	巻き取り機械2基																																
使用料は高知県港湾施設管理条例のとおり																																			
職員体制	常勤職員：6人　非常勤職員：8人　合計：14人																																		

2 収支の状況

単位:千円

		令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(決算)
収入	県支出金	146,113	140,855	154,691	159,371	174,251
	使用料・手数料					
	その他					
	収入計 (a)	146,113	140,855	154,691	159,371	174,251
支出	事業費					
	管理運営費	98,968	93,117	103,544	106,947	118,350
	人件費	47,145	47,738	51,147	52,424	55,901
	その他					
	支出計 (b)	146,113	140,855	154,691	159,371	174,251
収支差額 (a)－(b)		0	0	0	0	0

3 利用状況

	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(実績)
①年間利用者数(単位:人)	・バース調整業務 1,333件 ・係留施設使用許可業務 1,582件 ・船舶給水業務 200件 9,484m³ ・荷捌き地等使用許可業務 1,204件	・バース調整業務 1,528件 ・係留施設使用許可業務 1,807件 ・船舶給水業務 192件 10,207m³ ・荷捌き地等使用許可業務 1,211件	・バース調整業務 1,374件 ・係留施設使用許可業務 1,577件 ・船舶給水業務 209件 14,335m³ ・荷捌き地等使用許可業務 1,227件	・バース調整業務 1,415件 ・係留施設使用許可業務 1,730件 ・船舶給水業務 226件 13,177m³ ・荷捌き地等使用許可業務 1,362件	・バース調整業務 1,485件 ・係留施設使用許可業務 1,987件 ・船舶給水業務 248件 23,448m³ ・荷捌き地等使用許可業務 1,281件
②利用者意見等の反映	○ 利用者アンケート等の実施状況(時期・方法・回答数・調査結果等) ・令和7年11月に実施し、71者のうち53者から回答があった。 ・要望や改善すべき点等の意見を集約し、今後の港湾管理に反映していく。				
	○ 利用者意見等を踏まえた対策 ・指定管理者の管理運営については、職員の対応や利用のしやすさ・柔軟な対応が評価され、概ね満足との評価であった。 ・利用者の意見を吸い上げ、高知土木事務所と相談のうえ施設の修繕等の対応を行った。				
	○ その他 ・公共施設の調整業務であり、苦情が出ないよう常に公平公正な取り扱いを行うよう気を配った。 ・港湾施設使用許可の申込があった際には、内容を審査し迅速に許可業務を行うことで、顧客サービスに努めた。				
③その他特記事項	・令和7年度については、利用者アンケートの実施はなかったが、目立った苦情・トラブルの発生はなし。((株)高知ファズ、高知土木事務所、港湾振興課確認済み)				

4 令和7年度業務評価

項 目	状 況 説 明
①適正な管理運営の確保	・高知新港における船舶(特にクルーズ船)の安全な入出港のため、港湾工事施工業者に対し新港の動静情報を集約、共有を行った。 ・週1回目視による港湾施設巡視を実施し、ゴミや汚れを発見した場合は、速やかに清掃作業を行った。 ・クルーズ船寄港数が過去最多を更新し(108隻)、客船ターミナルについて、定期清掃に加え、寄港が集中する時期には臨時清掃を実施した。 ・エリア分けし、直営又は業者委託により除草を実施した。 ・経理について、帳簿と実績報告に計上した金額を突合し、内訳に相違がないことを確認した。(委託料(外注費)、光熱水費、諸会費を抽出して確認)
②利用者サービスの維持向上	・公共施設の調整業務であり、常に公平公正な取り扱いを行うよう、気を配った。バース調整で競合し不調の場合は、先船優先の原則に従い決定している。 ・港湾施設使用許可の申込があった際は、内容を審査し迅速に許可業務を行った。
③利用実績	・バース調整業務 1,485件 ・係留施設使用許可業務 1,987件 ・船舶給水業務及び給水量 248件 23,448m³ ・荷捌き地等使用許可業務 1,281件
④収支の状況	・工事によるヤード使用や駐車場使用が減少した一方、海上工事による岸壁使用の増加や新港におけるクルーズ船による船舶給水の大幅な増加により、使用料徴収実績は前年度比5,693千円の増額となった。
総合評価	B ・長年の業務経験により培ったノウハウをもとに、利用者のサービス向上や管理業務の効率化に努めていることが確認できた。当管理業務に係る協定の枠組みのなかで、県・管理者どちらが負担するか検討が必要になることもあるが、港湾利用者の利便性向上に向けて、業務評価ヒアリングのなかでも話題になった案内標識の設置など一層の取り組みや提案を期待したい。 ・事業計画書、業務仕様書に基づき、概ね適正な港湾管理業務が実施された。

- 【評価の目安】
- A: 仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
 - B: おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
 - C: 仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
 - D: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの